

東京都板橋区障がい者グループホーム支援事業整備費交付要綱

(平成19年7月9日区長決定)

(目的)

第1条 本要綱は、板橋区障がい者グループホーム支援事業実施要綱（平成19年7月2日区長決定。以下「実施要綱」という。）第4条第7号の規定に基づく補助について規定し、補助金交付については予算の範囲内において交付するものとし、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年東京都板橋区規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人（公益財団法人を含む。）、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、医療法人、学校法人又は宗教法人が運営する実施要綱第3条に規定するグループホームのうち、主たる対象が精神障がい者である事業所とする。

(補助金の対象経費及び算定方法)

第3条 補助金の対象となる開設準備経費の内訳は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開設に必要な備品の購入費
- (2) 備品購入に伴う設備工事費

2 補助金の額は、309,000円と前項各号に掲げる費用の実支出総額とを比較して少ない額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする運営主体（以下「申請者」という。）は、申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 区長は、前条により補助金の交付申請があったときは、申請者に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地検査等により、補助金の交付の適否について決定し、開設準備経費支給（不支給）決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の変更)

第6条 前条の規定により開設準備経費の支給決定を受けた者は、補助事業を変更しようとするときは、申請書（別記第1号様式）により、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、申請書が提出された場合は、内容を審査し、その適否を通知書（別記第2号様

式)により申請者に通知するものとする。この場合において、当該補助事業の変更に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付条件は、別紙のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成19年7月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の東京都板橋区障がい者グループホーム等支援事業補助金交付要綱別表第1に基づいて補助を受けていたグループホームに対する補助金の額については、同日前に補助を受けていた補助金の額を限度として、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、令和3年度分以降の補助金について適用し、令和2年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、令和5年度分以降の補助金について適用し、令和2年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、令和6年度分以降の補助金について適用し、令和2年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

別紙（第7条関係）

補助金交付条件

1 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助の交付決定の後においても、その後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、この交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容、若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

2 承認事項

運営主体は、次のいずれかに該当する場合は、予め区長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。（ただし軽微なものは除く。）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

運営主体は、補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により報告し、区長の指示を受けなければならない。

4 遂行命令等

区長は板橋区から補助を受ける運営主体に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により、必要に応じて書類及び施設の調査等を実施し、指導監督を行うことができる。

また区長は、板橋区から補助を受ける運営主体がこの命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずる。

5 決定の取消し

(1) 区長は、補助事業が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ この交付決定の内容、これに付した条件又はその他法令若しくは、この交付の決定に基づく命令に違反したとき。

エ 事業の実施内容に不備があると認められたとき。

オ 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

(2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

6 補助金の返還

(1) 区長は、1又は5の規定によりこの交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 区長は、交付すべき補助金の額を確定した後において、既にその額を超える補助金

が交付されているときは、期限を定めて、その額の返還を命ずる。

(3) 年度終了後、返戻金がある場合には、区長に返還するものとする。

7 違約加算金及び延滞金

(1) 区長が、5の規定によりこの交付の全部又は一部を取消した場合において、補助金の返還を命じたときは、運営主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95%の割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 区長が運営主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、運営主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、運営主体は、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納額に年10.95%の割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

8 関係書類帳簿の整理保管

運営主体は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

ただし、廃止した場合は、引続き区が保管するものとする。

年 月 日

別記第1号様式

開設準備経費 支給・変更 申請書

(宛先)板橋区長

所 在 地

申請者 事 業 者 名

代表者氏名

東京都板橋区障がい者グループホーム支援事業整備費交付要綱に基づく、開設準備経費について、下記により補助金を申請します。

記

1 申請額

金

円

2 事業所名及び事業所番号

3 添付書類

(1)経費内訳 別紙参照

(2)指定通知書の写し(通過型グループホーム)

(3)領収書等の写し

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

開設準備経費支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった東京都板橋区障がい者グループホーム支援事業整備費交付要綱に基づく開設準備経費について、下記のとおり支給します。

記

1 金額 金 円
(内訳等)

2 支給・不支給 事由

3 備考